電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針

シティバンク、エヌ・エイ東京支店

銀行法等の一部を改正する法律(平成二十九年法律第四十九号)の規定に基づき、「電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針」を以下のとおり公表いたします。

1. 基本方針

シティバンク、エヌ・エイ東京支店(以下、「当行」といいます。)は、先進的なテクノロジーを駆使したシステムを採用し、法人のお客様を対象に、情報セキュリティと利便性を兼ね備えたキャッシュ・マネジメントのオンライン・サービスを提供しております。これらのサービスは、高い安全性とお客様の個別ニーズに応えるため、電子決済等代行業者「を介することなく、お客様に直接 API²に接続いただく形で提供しており、これからもこの API 直接接続によるサービスを向上させていく所存です。一方で、よりよいサービスを安全にお客様に提供するという観点から、今後新たに生じる顧客ニーズ、並びに個別の電子決済等代行業者によるサービス内容及び情報セキュリティの状況を踏まえて、かかる業者との API 直接接続とは異なる手法による連携や協働を進めてまいります。

2. いわゆる "Open Banking API" に係る体制整備、並びにシステム構築に関する方針電子決済等代行業者の提供するいわゆる "Open Banking API" (銀行による API の公開)に依拠した各種サービス ³は、現状個人の預金者、及び国内銀行の預金口座を対象とするものが中心となっています。一方、当行のお客様層において高いニーズがあり、当行が戦略的に注力しているサービスは、海外の当行グループ会社における預金口座も含めた、グローバルで活躍する法人向けにカスタマイズされたキャッシュ・マネジメントのオンライン・サービスであることから、現時点において Open Banking API のための必要なシステムの構築その他の体制整備を当行で行う具体的な予定はございません。しかしながら、よりよいサービスを安全にお客様に提供するという観点から、今後新たに生じる顧客ニーズや電子決済等代行業者の提供するサービスの高度化等に合わせて、Open Banking API のための体制整備を適時適切に進めてまいります。

¹銀行法等の一部を改正する法律(平成二十九年法律第四十九号)による改正後の銀行法 (以下、「改正銀行法」といいます。)第二条第十八項に定める事業者をいいます。

² Application Programming Interface をいいます (以下同じです。)。

³ 改正銀行法第二条第十七項第一号及び第二号に定める行為をいいます。

3. 参考情報

Open Banking API への今後の具体的な対応については、当行の公式サイト上で順次公表していく予定です。

4. 担当部署

当行による電子決済等代行業者との連携及び協働に関する事項につきましては、以下の連絡先までお問い合わせ下さい。

トレジャリー・アンド・トレード・ソリューションズ部門

(citijptts channel and enterprises ervices @citi.com)

以上